

ご存知ですか？保護司の活動

岡生活福祉課 ☎32-2063、岡山保護観察所津山駐在官事務所(山下) ☎24-4868 FAX24-4858

市では、津山地区保護司会と協力して、犯罪や非行のない地域社会をつくる活動などを行っています。
保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるためにボランティアで活動する人で、農林水産業や製造業、サービス業、公務員、主婦など幅広い分野の人たちが活躍しています。

保護司の活動

生活環境の調整 少年院や刑務所に収容されている人が、円滑に社会復帰ができるよう、釈放後の帰住予定地の調査や引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整えています
保護観察 犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、立ち直るための指導や生活する上での助言、就労の手助けなどを行っています

犯罪予防活動 犯罪や非行を未然に防ぐため、地域社会への働きかけや罪を犯した人の立ち直りについて、市民に理解を深めてもらうための啓発などを行っています。また、児童・生徒の健全育成や非行防止のため、学校との連携を強めています。保護司が学校を訪問し、学校との意見や情報の交換や学校行事への参加、出前授業などを行うなど、積極的な活動を行っています

あなたも一緒に活動しませんか

現在、津山地区では、80人の保護司が活動しています。
しかし、任期満了による退任などで年々、保護司の人数が減ってきています。
保護司の活動に関心がある人は、お問い合わせ下さい。



協力雇用主を募集しています

協力雇用主は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の事情を理解し、積極的に雇用する民間の事業者で、立ち直りを支え、更生を支援する地域ボランティアです。
協力雇用主への登録をお願いします。

申込方法 電話で申し込む
※詳しくは、お問い合わせください



岡山保護観察所(岡山市) ☎086-224-5661

協力雇用主への支援事業
トライアル雇用 短期間の試行雇用で奨励金が受け取れます
期間・金額 3カ月以内、最大月額4万円
身元保証制度 身元保証人が確保できない人が雇用主に業務上の損害を与えた場合、見舞金を支払います
見舞金 上限100万円

7月は「社会を明るくする運動強調月間」

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

市内では、啓発のため、巡回パレードや黄色い羽根の配布などが行われます。

市内巡回パレード
とき 7月1日(火)
ところ 市内各所



児童手当・特例給付の現況届

岡〒708-8501津山市山北520 こども課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-2065

6月以降も児童手当・特例給付を引き続き受給する人は、現況届の提出が必要です。

提出方法 こども課または各支所市民生活課へ郵送または直接提出

締め切り 6月30日(月)
※5月に児童手当の認定請求手続きをした人は、提出の必要はありません



津山市地域福祉計画を策定しました

岡生活福祉課 ☎32-2063

市では、病気や介護、子育てなど、日常生活の中で発生する生活課題を、地域の中で支え合い、解決していく仕組みを作るため「津山市地域福祉計画」を策定しました。

この計画では、高齢者や障害者の福祉、子育て、地域防災など、市が定めている各種の計画を1つにまとめて、行政と市民、地域、各種団体、社会福祉協議会、事業者がそれぞれの役割を持ち、地域で日常生活での悩みや困りごとを解決していく仕組みを作っていきます。

基本理念

つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる
まちをちいきを しみんみんなのちえと ちからで



基本目標と主な取り組み

	基本目標			
	①みんなで支え合うまちづくり	②安全・安心なまちづくり	③活力あふれるまちづくり	④福祉サービスが充実したまちづくり
市民・地域・団体	●地域の出来事に関心を持つ ●自助・近助・共助を高める ●子どもなどの見守り活動に参加する	●家庭や地域で災害時などの対応を話し合う ●気軽に声掛けや相談ができる近所付き合いをする	●あいさつをする ●地域活動や交流の場に積極的に参加する ●地域の課題やニーズに目を向ける	●支援が必要な人がいる時は、行政や関係機関に連絡する ●障害者などが地域活動に参加できるように協力する
社会福祉協議会・事業者	●ボランティア活動の育成と支援、NPOとの連携の強化	●災害ボランティアに関する意識の啓発や人材の育成	●地域交流事業など地域のネットワークづくりの推進	●地域包括ケアシステムなどのネットワークを活用した支援
行政	●民生委員、愛育委員などの各種委員、団体と連携をとり、地域での支え合いの仕組みづくりの推進	●町内会や消防団、自主防災組織の活動の支援 ●災害時要援護者支援台帳の整備	●健診や健康講座を通じて市民の健康づくりの推進 ●公共施設を活用した交流の場づくり	●各種の相談窓口の整備と周知 ●新たな福祉ニーズの把握と対策の検討

国民年金の高齢任意加入制度

岡保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072、各支所市民生活課、津山年金事務所(田町) ☎31-2363

国民年金は、60歳から65歳までの間に任意加入をすることで、老齢基礎年金額を増やすことができます。

対象 次のすべてに当てはまる人

- ①国内に住所があり、60歳以上65歳未満
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない
- ③20歳以上60歳未満の年金保険料の納付月数が480月未満

保険料 月額15,250円(付加保険料400円上乗せ可)

納付方法 口座振替

申込方法 津山年金事務所(田町)、保険年金課または各支所市民生活課で申し込む

持ってくるもの 年金手帳、預金通帳、通帳の届出印

介護用品支給事業の改正

岡高齢介護課(市役所1階11番窓口) ☎32-2066

市では、紙おむつなどの介護用品を支給する介護用品支給事業を行っています。

7月から、支給基準など、制度を次のとおり、改正します。

申請できる人 市内に住所があり、市民税非課税世帯で市内に住所がある要介護3～5の人を介護する人

改正時期 7月1日(火)

主な改正 支給限度額の判断基準に、申請者が属する世帯の市民税の課税状況を加える

改正後の額(月額：1人に付き)

申請者が市民税課税世帯の人 2,140円
申請者が市民税非課税世帯の人 6,420円

※支給を受けている人には、6月中に通知します
※制度の内容など、詳しくはお問い合わせください